2023 年　5 月　2 日

保護者の皆様へ

施設長　今井啓太

令和４年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された１人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和４年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人あたり）　（給付対象期間　令和４年３月～令和５年３月）

認定区分		年齢区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	64,148	64,688	114,218	114,018	113,978	113,878	115,108	115,108	115,178	115,178	115,108	117,528
		3歳児	64,148	64,688	64,688	64,488	64,448	64,348	65,578	65,578	65,648	65,648	65,578	67,998
		４歳以上児	47,648	48,188	48,188	47,988	47,948	47,848	49,078	49,078	49,148	49,148	49,078	51,498
保育認定子ども（2･3号認定子ども）	標準時間	0歳児	199,310	198,910	198,820	198,800	198,720	198,780	200,510	200,390	200,350	200,350	200,430	201,380
	短時間		193,770	193,370	193,280	193,260	193,180	193,240	194,970	194,850	194,810	194,810	194,890	195,840
	標準時間	1･2歳児	118,920	118,520	118,430	118,410	118,330	118,390	120,120	120,000	119,960	119,960	120,040	120,990
	短時間		113,380	112,980	112,890	112,870	112,790	112,850	114,580	114,460	114,420	114,420	114,500	115,450
	標準時間	3歳児	69,460	69,060	68,970	68,950	68,870	68,930	70,660	70,540	70,500	70,500	70,580	71,530
	短時間		63,920	63,520	63,430	63,410	63,330	63,390	65,120	65,000	64,960	64,960	65,040	65,990
	標準時間	４歳以上児	53,660	53,260	53,170	53,150	53,070	53,130	54,860	54,740	54,700	54,700	54,780	55,730
	短時間		48,120	47,720	47,630	47,610	47,530	47,590	49,320	49,200	49,160	49,160	49,240	50,190

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
1号認定子ども	2,920	4,050	4,500	2,700	450	4,270	4,050	4,270	3,600	3,370	4,050	2,920
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500